平成２５年（フ）第１９９号
群馬県太田市小舞木町307番地　ツインハイツＫ１―132号、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市共栄町10番地30
破産者　大上　光雄
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９３号
東京都羽村市神明台１丁目40番地10　エスカイア100羽村第１
破産者　江頭　弘明
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３９３号
埼玉県狭山市広瀬東３丁目29番４―201号、開始決定時の住所埼玉県狭山市広瀬東２丁目39番30号　広瀬ハウスＢ―101
破産者　佐藤　昌宏
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第３５３号
静岡県焼津市東小川５丁目16番地の１
破産者　宮崎　一彦
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１２８３号
愛知県日進市藤島町相山71番地２
破産者　浅井　ルミ
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５３６号
大阪府高槻市山手町１丁目10番10号　アンシャンテオーンズ206号、従前の住所神戸市中央区雲井通４丁目１番23―205号
破産者　渡辺　政二
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５７８号
広島市南区仁保４丁目12番17号
破産者　新藤　大輔
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３号
盛岡市茶畑１丁目１番６―304号、旧住所盛岡市紺屋町２番20号
破産者　菊池恵美子
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１１５０号
横浜市南区清水ケ丘238番地１　コンフォール清水ケ丘４号棟501号室
破産者　白井さおり
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１９号
静岡県磐田市中泉1285番地２　メゾンコスモスＡ―201、前住所静岡県磐田市見付1895番地　雇用促進住宅１―203号
破産者　稲谷　純一
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
静岡県浜松市中区高丘北１丁目51番４号
破産者　林田　栄次
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
静岡県浜松市浜北区本沢合350番地の３　エクセルＪＩ202号
破産者　中山政由起
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第７７３号
埼玉県川越市大字藤間68番地１　ベル・ヴィハウス１号館202号室
破産者　藤田　忠弘
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１５１号
長崎県西彼杵郡長与町高田郷3686番地５、旧住所長崎県長崎市横尾２丁目20番２号　Ｂ―102号
破産者　黒川　友成
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４３８号
札幌市清田区里塚２条３丁目11番10号
破産者　上野　雅晴
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２７号
札幌市厚別区もみじ台北４丁目６番20―403号
破産者　山本　英行
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６６号
札幌市中央区北５条西20丁目１番11―403号
破産者　丹　　里予
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９号
釧路市緑ケ岡５丁目26番16号、破産手続開始決定時の住所釧路市緑ケ岡５丁目24番42号
破産者　星川　敬一
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１７６号
仙台市若林区三百人町136番地　イーストパーク300―105、従前の住所仙台市宮城野区榴岡３丁目11番５―501号
破産者　玉手扶美江
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係